

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年3月25日佐倉市条例第9号）

改正後	改正前
<p>(利益の処分)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の規定による資本金への利益の組入れの結果、なお残額（以下「補填残額」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により利益の処分を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達しているときは、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てる方法</p> <p>3 前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第2項及び第3項の規定により積み立てた積立金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める目的のため使用するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>建設改良積立金</u> <u>建設改良費</u>に充てる目的</p>	<p>(利益の処分)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の規定による資本金への利益の組入れの結果、なお残額（以下「補填残額」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により利益の処分を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達しているときは、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法</p> <p>3 前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第2項及び第3項の規定により積み立てた積立金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める目的のため使用するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則（令和×年×月×日佐倉市条例第×号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。